

大労委第 3431 号
平成 24 年 2 月 22 日

大阪市労働組合連合会 様
大阪市従業員労働組合 様
大阪交通労働組合 様
大阪市水道労働組合 様

大阪府労働委員会
会長 前川 宗夫

実効確保の措置申立てに係る勧告について（通知）

平成 24 年（不）第 6 号 大阪市 事件に関する実効確保の措置申立てにつき、労働委員会規則第 40 条の規定に基づき、別紙のとおり勧告しましたので通知します。

大労委第 3431 号
平成 24 年 2 月 22 日

大阪市

代表者 市長 橋下 徹 様
代表者 交通事業管理者 大阪市交通局長 新谷 和英 様
代表者 水道事業管理者 大阪市水道局長 井上 裕之 様

大阪府労働委員会
会長 前川 宗



勧告書

申立人大阪市労働組合連合会、大阪市従業員労働組合、大阪交通労働組合及び大阪市水道労働組合と被申立人大阪市との間の平成 24 年(不)第 6 号事件について、当委員会は労働委員会規則第 40 条の規定に基づき、平成 24 年 2 月 22 日の公益委員会議における決定により、下記のとおり勧告する。

記

平成 24 年(不)第 6 号大阪市事件（以下「本案事件」という。）については、審査手続を開始したところであり、救済申立てにかかる「労使関係に関する職員のアンケート調査」（以下「本件アンケート調査」という。）の実施が労働組合法第 7 条第 3 号に該当する支配介入としての不当労働行為に当たるか否かは、今後、調査・審問及び合議という所定の審査手続を経た上で判断することとなる。

ところで、本件アンケート調査の趣旨・目的は「市の職員による違法ないし不適切と思われる政治活動、組合活動など」の調査・実態解明とされているが、アンケート項目の中には、組合加入の有無を問う項目など、過去の判例ないし命令例に照らし支配介入に該当するおそれのある項目が含まれているといわざるを得ない。にもかかわらず、本件アンケート調査は、被申立人の業務命令として回答が義務付けられ、また、正確な回答がなされない場合には処分の対象となり得ることが明記されている。

これらのことからすると、本件アンケート調査が続行されれば、後日、仮に本案事件において救済命令を発すべき場合、もはや救済の基礎が失われているおそれがあるばかりか、今後さらに労使紛争が拡大するおそれがある。

被申立人は、本件アンケート調査の実施主体は第三者調査チームであるとし、同調査チームにおいて、本件アンケート調査を当面の間凍結したとするが、当委員会は、救済の基礎の確保並びに労使紛争の拡大防止という観点から、審査の実効確保の措置として、本案事件において当委員会が本件申立ての当否につき判断を示すまでの間、第三者調査チームに調査委託し上記業務命令を発した被申立人の責任において、本件アンケート調査の続行を差し控えるよう勧告する。